

かしわの介護保険

発行/柏市 編集/高齢者支援課
〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号
☎04-7167-1134 ㊟04-7167-1282

平成24年6/15

「第5期柏市高齢者いきいきプラン21」を策定

市では「全ての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすまち 柏」を基本理念として、平成24年度から平成26年度の3年間の期間とした「第5期柏市高齢者いきいきプラン21」を策定しました。

地域包括ケアシステムの実現を目指して

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、住民や医療・介護の関係職種等との連携を進めながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現が必要です。

この地域包括ケアシステムの実現のためには、日常生活の場である住み慣れた地域(日常生活圏域)における様々な社会資源を、それ

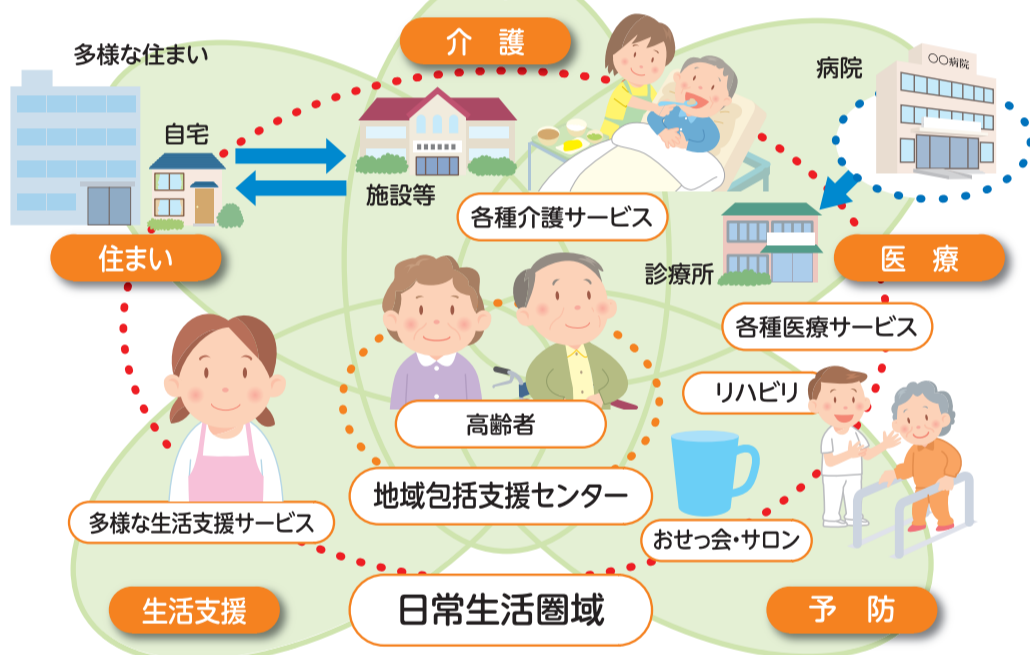
ぞれの地域特性に沿って整えていく必要があります。日常生活圏域において、利用者が本当に必要とするサービスを適切に選択できるよう相談する場が大切になってきます。

そのため、地域包括支援センター(2・3面参照)の機能強化を図り、このセンターを中心として住民や医療・介護の関係職種等との連携を取りながら、下記の柏市の目指す姿に向けて計画を推進します。



「まいにち体操」介護予防センター「ほのぼのプラザますお」にて

地域包括ケアシステムのイメージ図

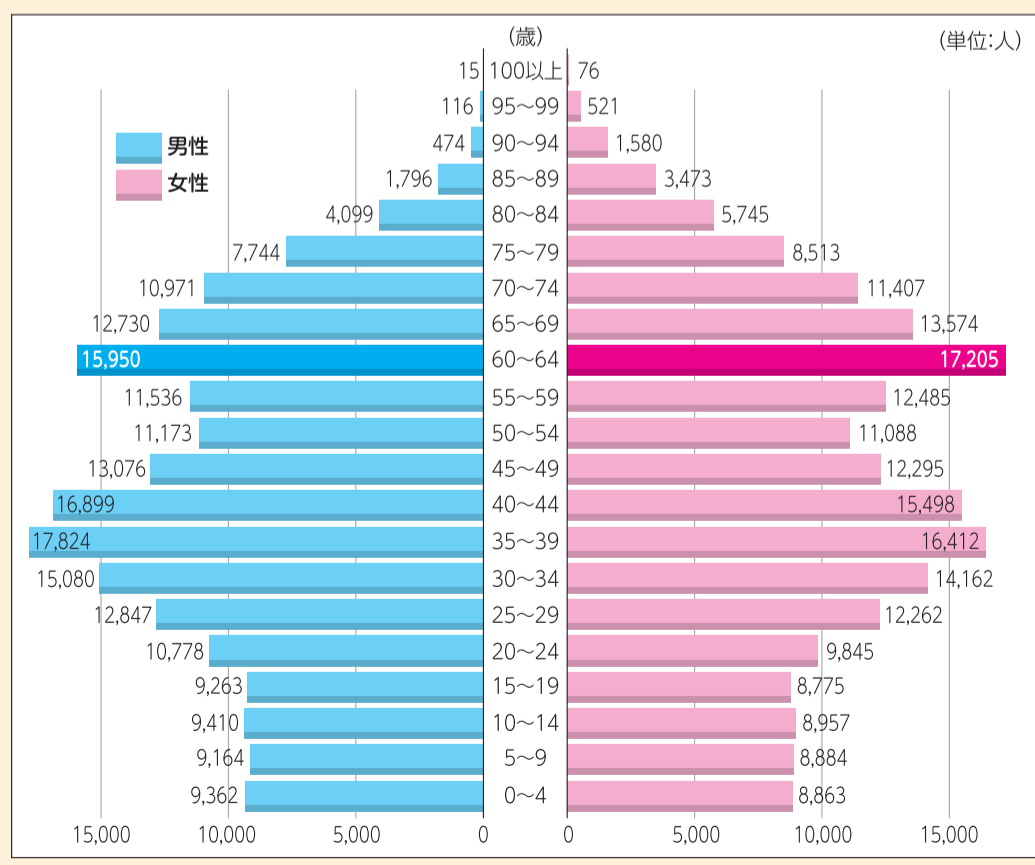


《柏市が目指す姿》

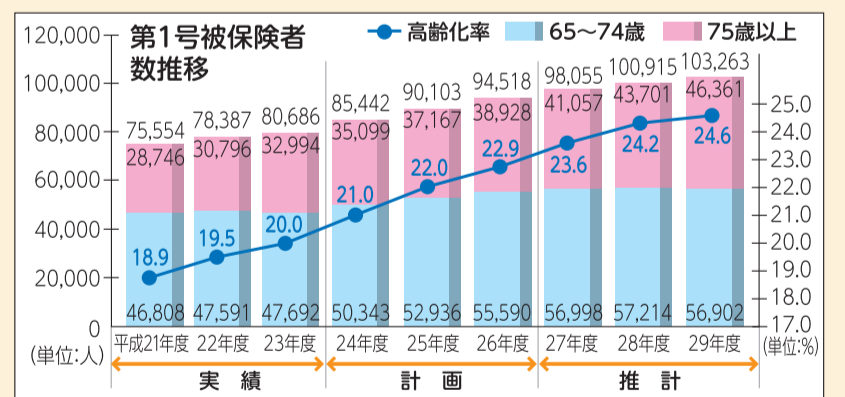
- ①基本理念に掲げる「まち」にむけて、地域包括ケアシステムの実現が必要です。
- ②元気な高齢者がこれまでの経験を活かし、自己実現できるまちを目指します。
- ③地域で支え合う仕組み・ネットワークづくりを目指します。
- ④施設並みの安心感が、在宅でも得られるようなまちを目指します。
- ⑤施設や病院、在宅の区別がなく、状態に応じ適切なサービスを受けることができる循環型システムの構築を目指します。

柏市では、7つの日常生活圏域を設定し、各圏域の中心として地域包括支援センターを設置しています。

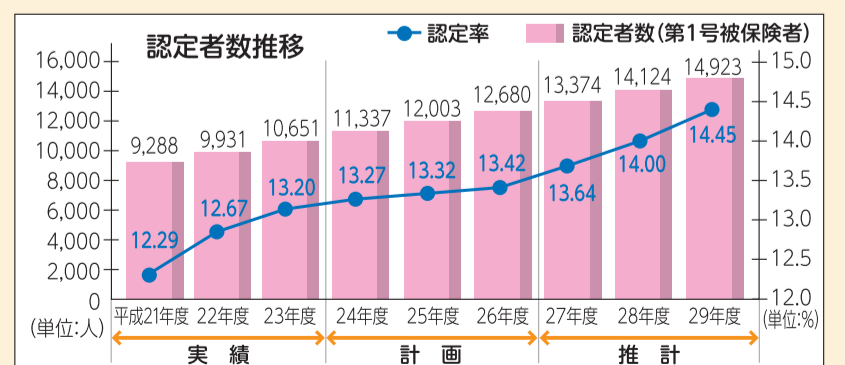
昨今、都市部では高齢化が急激に進んでおり、柏市も例外ではありません。



柏市の人口ピラミッド(平成24年4月1日現在)



人口に占める割合の多い団塊の世代の高齢化により、高齢者の増加が予測されます。



高齢になるにつれて、介護が必要なたが増加する傾向があります。高齢者の中でも年齢の高いかたの増加に伴い、認定者数は増加する見込みです。

あなたの身近な相談場所

1 柏北部地域包括支援センター

柏市十余二363-15(県道守谷流山線柏の葉キャンパス入り口近く)

☎7140-8818

担当地域

田中地域
西原地域



3 柏西口地域包括支援センター

柏市明原3-14-9 山雄ビル103(柏西口第一公園近く)

☎7142-8008

担当地域

豊四季台地域
新富地域
旭町地域



5 光ヶ丘地域包括支援センター

柏市酒井根40-1 介護老人保健施設さかき光陽内

☎7175-2322

担当地域

光ヶ丘地域
酒井根地域



6 柏南部地域包括支援センター

柏市南増尾58-3 リフレッシュプラザ柏内

☎7160-0002

担当地域

増尾地域
藤心地域
南部地域



NEW!! 地域密着型サービスに新しいサービスがスタートします。

住み慣れた柏の自宅で、今までどおりの生活をできる限り継続できるようにするためのサービスが加わりました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

日中、夜間を通じて自宅へ定期的にホームヘルパーや看護師が訪問します。また、緊急の対応が必要なおきにも随時対応が可能です。自宅にナースコールを設置するイメージです。

複合型サービスについて

通所介護(デイサービス)を中心に、訪問介護と宿泊を組み合わせたサービスに、訪問看護が加わります。自宅に住み続けながら、利用したい必要なサービスを定額で利用できます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは平成24年7月中、複合型サービスについても平成25年度中の整備を予定しています。



地域包括支援センター

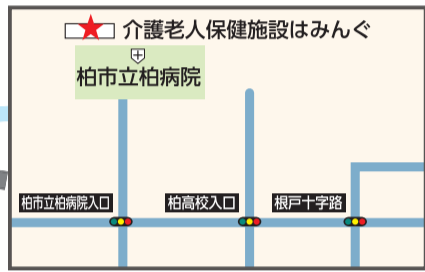
2 北柏地域 包括支援センター

柏市布施1-3
介護老人保健施設はみんぐ内
(柏市立柏病院裏)

☎7130-7800

担当地域

富勢地域
松葉地域
高田・松ヶ崎地域



4 柏東口地域包括支援センター

柏市東上町2-6 久大マンション1階(柏銀座通り商店街)

☎7168-7070

担当地域

柏中央地域
新田原地域
富里地域
永楽台地域



7 沼南地域包括支援センター

柏市風早1-2-2 沼南社会福祉センター内

☎7190-1900

担当地域

風早北部地域
風早南部地域
手賀地域



地域包括支援センターの仕事

様々な相談に対応します

高齢者本人や家族、地域住民などからの介護保険サービス利用の方法や生活全般に関する相談等、様々な相談に専門職が応じます。

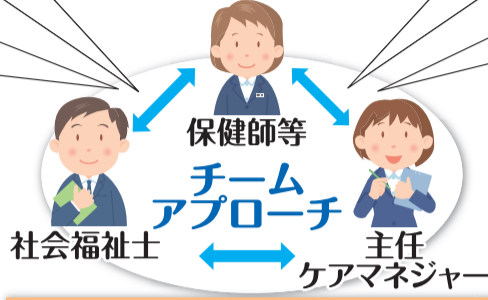


高齢者の権利を守ります

- 成年後見制度等の活用を支援します。
- 虐待や消費者被害などの早期発見、防止等の支援

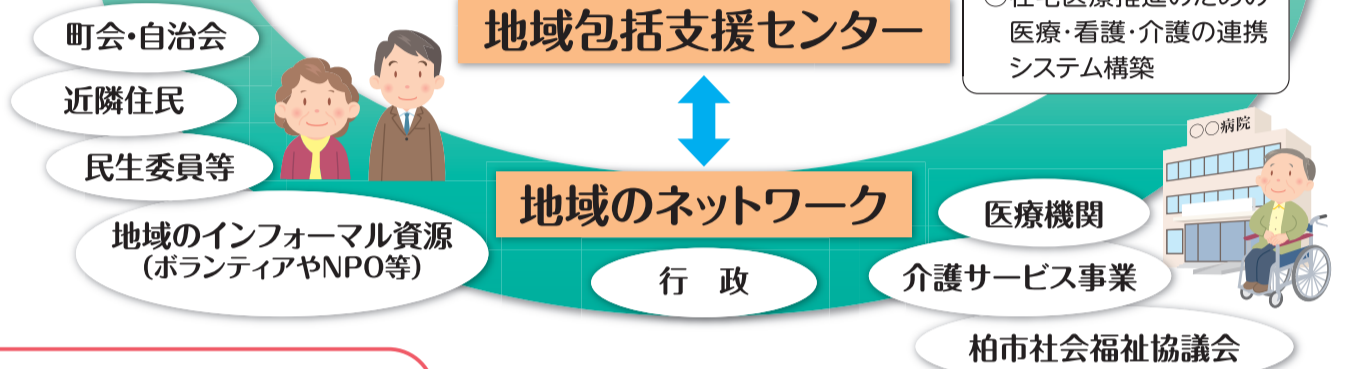
介護予防を推進します

- 身近な地域での介護予防の取組み(講座や教室の開催等)の支援
- 要支援1・2のかたのケアプラン作成
- すこやかアップシニア(要介護・要支援になるおそれのあるかた)への介護予防プログラムの提案



適切なサービスを提供できるように支援します

- 適切なサービスの提供のための相談支援
- 高齢者の生活を支える地域のネットワーク構築
- 在宅医療推進のための医療・看護・介護の連携システム構築



地域包括支援センターでは、介護を必要とする状態を未然に防ぎ、できるだけ身体の機能を改善するための「介護予防」の教室を行っています。

教室の内容は生活に必要なことや社会活動に無理なく参加できること、そして住み慣れた地域で自分らしく暮らせることを目標としています。

ご希望のかたはお住まいの近くの地域包括支援センターへお問い合わせください。



柏市介護予防キャラクター「げんきりん」です。

介護施設の整備を推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、必要な介護施設の整備を推進します。

施設名	23年度までの整備数		24年度～26年度整備見込み	
	施設数	定員数(人)	施設数	定員数(人)
特別養護老人ホーム	14	1,069	2	200
介護老人保健施設	8	820	1	100
グループホーム	22	330	5	93
地域密着型特別養護老人ホーム	1	29	4	116
特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)	9	915	0	0
特定施設入居者生活介護(サービス付高齢者住宅等)	0	0	必要数	100

介護サービスの基盤整備方針

- できる限り在宅生活の継続を可能とする
- 在宅であっても施設並みの安心感が得られる
- 利用者本人や家庭状況に応じて、施設サービスと在宅サービスを利用できる
- 利用者の状態によって、本人や家族が望めば施設から在宅に戻る環境
- 真に必要とする人が必要ときに施設サービスを利用できる

65歳以上のかたの介護保険料が決まりました。

65歳以上のかたの介護保険料は、3年間で必要となる介護サービス給付費や被保険者数の見込などをもとに3年ごとに見直します。

高齢化に伴う要介護認定者の増加や介護報酬の改定などにより、保険料の増額が必要となり、平成24～26年度の基準額(月額)を3,700円から4,200円に改定いたしました。

保険料の上昇をできるだけ抑制するため、基金の取り崩しや、低所得者のかたの保険料率に配慮し、きめ細かな16段階を継続しながら、第3段階の所得区分を細分化しました。

介護保険制度は、介護を社会全体で支えあうしくみです。制度の健全な運営のために保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

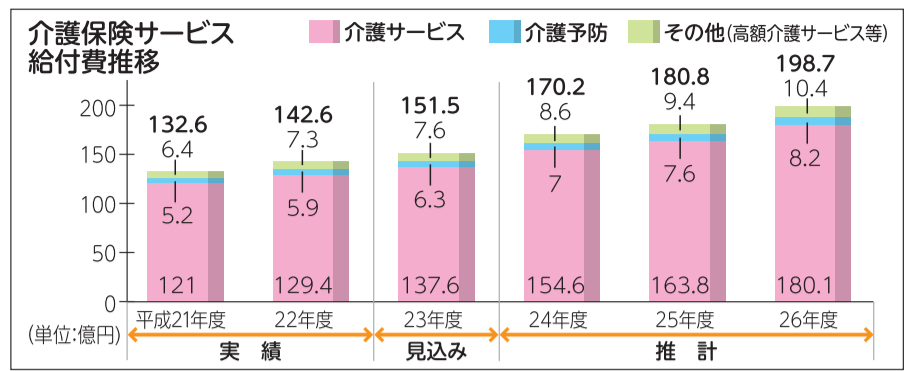
第5期(平成24年度～26年度)の保険料は下記のとおりです。

段階	区分	負担割合	第5期保険料額 H24～26年度 (年額)	第4期保険料額 H21～23年度 (年額)	改正による 増減額 (年額)
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税・生活保護受給者のかた	基準額×0.40	20,160円	15,540円	4,620円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.45	22,680円	19,980円	2,700円
特例 第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下のかた	基準額×0.60	30,240円	31,080円	△840円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	基準額×0.70	35,280円		4,200円
特例 第4段階	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.90	45,360円	39,960円	5,400円
第4段階 (基準額)	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	基準額×1.00	50,400円	44,400円	6,000円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が140万円未満のかた	基準額×1.05	52,920円	46,620円	4,080円 6,300円 ※1
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が140万円以上170万円未満のかた	基準額×1.10	55,440円	48,840円	2,160円 6,600円 ※2
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が170万円以上200万円未満のかた	基準額×1.20	60,480円	53,280円	7,200円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	基準額×1.30	65,520円	57,720円	7,800円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満のかた	基準額×1.40	70,560円	62,160円	8,400円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満のかた	基準額×1.50	75,600円	66,600円	9,000円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満のかた	基準額×1.70	85,680円	71,040円	14,640円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満のかた	基準額×1.80	90,720円	75,480円	15,240円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満のかた	基準額×1.90	95,760円	79,920円	15,840円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満のかた	基準額×2.00	100,800円	84,360円	16,440円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満のかた	基準額×2.10	105,840円	88,800円	17,040円
第16段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上のかた	基準額×2.20	110,880円	93,240円	17,640円

※1…平成23年度介護保険料が第6段階で第5期介護保険料額表の第5段階に該当するかたの差額(下段は、同段階での差額となります)

※2…平成23年度介護保険料が第7段階で第5期介護保険料額表の第6段階に該当するかたの差額(下段は、同段階での差額となります)

参考	第4期(平成21年度～23年度)の第5段階～第7段階の区分
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満のかた
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上150万円未満のかた
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が150万円以上200万円未満のかた



《財政調整基金の活用》

第4期で3,700円だった介護保険料基準月額が、第5期においては946円の上昇が見込まれることから、財政調整基金から約14億円を取り崩し上昇額を抑制しました。(約14億円のうち、約1億3千万円は、千葉県が設置している介護保険財政安定化基金へ柏市が負担した拠出金からの返還分です。)

この結果、基準月額の上昇を446円抑え、第4期に比べて500円増の4,200円(年額50,400円)としました。

財政調整基金取崩し額	1,398,590千円
[うち財政安定化基金返還分]	[135,685千円]

介護保険Q&A

介護保険に関して、よくお寄せいただいた質問を紹介します。

認定申請について

- Q** 介護保険のサービスは誰でも使えるのですか？
- A** 介護や支援のサービス利用が必要になった65歳以上のかた及び40歳以上で介護保険の特定疾病と診断されたかたで、介護認定の申請を行い、要支援1・2、要介護1～5に認定されたかたがご利用いただけます。
- Q** 介護保険の申請はどこで行えますか？
- A** 介護認定の申請窓口は、柏市役所高齢者支援課、沼南支所窓口サービス課、各地域包括支援センターです。
- Q** 窓口まで行くことができないのですが、本人以外でも申請できますか？
- A** 本人以外では、家族や成年後見人が申請できます。また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)、入所中の特別養護老人ホームや介護老人保健施設に代行してもらうこともできます。
- Q** 申請の前に準備しておくことはありますか？
- A** 申請の前に、かかりつけの医師に相談(受診)されることをお勧めします。本人の病気や暮らしぶり、要介護認定の申請をすることを伝え、主治医意見書を書いてもらえるか確認しておくことと安心です。

介護サービスについて

- Q** 介護サービスの利用者に対して負担を軽減できる制度はありますか？
- A** 低所得者のかたを対象として、施設サービス等の食費居住費について負担軽減を行う特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)や、居宅サービスの負担金の一部を助成する介護保険利用者負担金助成などがあります。また、1か月の介護サービス費利用者負担額が上限額を超える世帯に、市から高額介護サービス費支給申請書を送付しています。

※その他介護保険についての詳細は、7月発行予定の「みんなでささえる介護保険」というパンフレットに掲載されています。また、お問い合わせは下記の間合せ先までお願いいたします。

介護保険・高齢者の相談に関するお問い合わせ

- | | | |
|------|--|------------|
| 柏市役所 | ① 高齢者支援課 (要介護認定、保険料について) | ☎7167-1134 |
| | (介護サービスについて) | ☎7167-1135 |
| | ② 介護基盤整備室 (施設整備、介護サービス事業所の指定、指導及び監査について) | ☎7168-1040 |
| | ③ 福祉活動推進課 (介護予防について) | ☎7167-2318 |

※地域包括支援センターについては2・3面をご覧ください。

※松戸局(047局)または携帯電話から上記の番号におかけの際は最初に「04」を付けてください。